

スポーツセンター使用心得

- 1 スポーツセンターまたは体育施設を使用しようとする時は、使用責任者が事前に構築物借用願を提出し学生部長の許可を得ること。
- 2 開館時間は午前9時から午後8時までとする。
- 3 体育用具を借用しようとする時は、スポーツセンター事務室に願い出て許可を得ること。この場合、学生証の提示を要す。
- 4 体育館内の競技場へ土足で入場することを禁ずる。履物を使用する時は、上履用として指定されたものに限ること。
- 5 使用区分及び使用時間を厳守すること。
- 6 常に整理整頓に努め、使用後は施錠・消灯・清掃をしスポーツセンター事務室または、学生課に報告すること。
- 7 使用中の施設及び用具を破損した時は、スポーツセンター事務室に届け出て指示を受けること。故意または過失により施設または用具を破損した場合は相当の弁償をしなければならない。
- 8 休日及び祝日の借用は、原則として認めない。但し、予め許可を得た場合を除く。
- 9 大学に於いて緊急の必要が生じた場合は、利用を取り消すことがある。
- 10 スポーツセンターまたは体育課外活動施設の使用願の受付はスポーツセンター事務室とする。
- 11 前項までの使用心得に違反、または重大な事故のあった者には使用を禁止する。